

野々市市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

野々市市監査委員 小松 靖 典

野々市市監査委員 大東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和2年10月30日（金）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和2年11月25日（水）
- 3 措置通知があった年月日 令和2年12月14日（月）
- 4 措置を講じた部局 土木部建築住宅課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容（改善等内容）
<p>事業管理</p> <p>野々市市地域優良賃貸住宅の入居者募集は、入居者の対象となる子育て世帯、高齢者世帯、障害者等世帯等に効果的な周知をされるよう励まされたい。</p>	<p>入居者募集については、条例に基づき市掲示板、広報、ホームページで公募するほか、市フェイスブック等の媒体を活用し周知している。</p> <p>今後は、令和3年導入予定の市民課窓口案内システムでの募集広告掲載や、地域優良賃貸住宅のターゲットとなっている世帯が関係する部署が所管する施設への案内を予定。</p>
<p>助成行政</p> <p>野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金については、一層の周知に励まされたい。</p>	<p>市広報、ホームページによる周知のほか、建築相談の際にも事業者（オーナー）及び設計者に対して、補助制度の説明を行っている。</p> <p>また、ホームページでは、企業支援の関連ページ（産業振興課）とのリンクや、補助実績の情報（施設名称・写真・設計者・事業者の声など）を掲載し、補助制度への関心を促している。</p> <p>これまでの相談事例等から見て、補助制度の利用促進を図る上では、次の課題への対応が必要と考えている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ol style="list-style-type: none"><li>1. 補助要件に対する諦観（高いハードルとの誤解）</li><li>2. 小規模施設における過負荷（中・大規模施設と同様の整備は難しい）</li></ol></div> <p>これらに関して、より分かりやすい制度周知の励行（1への対応）、補助要件の見直しの検討（2への対応）などを進めていきたい。</p>